

政務活動費のあり方検討会記録

1 日 時 令和3年6月28日（月曜日）

開 会 午前 9時57分

閉 会 午前10時29分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 14人

座 長	久 保 大 憲
副 座 長	柏 佳 枝
委 員	高 原 讓
//	田 辺 裕 三
//	豊 岡 達 郎
//	吉 田 修
//	松 井 邦 人
//	金 谷 幸 則
//	上 野 蛍
//	高 田 真 里
//	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	橋 本 雅 雄
//	村 石 篤

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

議会事務局長	浦野 弘司
議会事務局次長	山元 幸彦
庶務課長	大野 満
庶務課長代理	船木 寛人
庶務課庶務係長	竹端 志織
庶務課主査	神戸 聖恵

6 協議結果について

1 各会派から提出された運用指針上の課題・対応案について

(1) 共産党提案の「市政報告会を県議会議員と市議会議員が共催した場合の費用は折半できるようにする」については、意見の一致を見なかった。

(2) 事務局提案の「審査書及び支出伝票における会派内の承認欄を見直し、会長、経理責任者、申請者のみとする」については、全会一致となった。

このことに伴う運用指針の改正時期や内容については、次回以降の検討会で案を示すこととした。

7 会議の概要

座長 それでは、ただいまから政務活動費のあり方検討会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長 また、本日の議事録の署名委員に、高原委員、吉田委員を指名いたします。

それでは、協議の前に、今後の検討会の進め方について説明をいたします。

従前に配付をさせていただきました資料を御確認ください。

まず、議論の前提ですが、不正できない仕組み、これは不正が手引の中で行われないようにしていくと、こういった仕組み。あとは不適切な支出の未然防止ということで、これは市民にそもそも疑惑を持たれないような仕組みづくり、さらに上記と関連しない事務手続の簡素化ということで、上記2つとは関係のないところで、できるだけ皆さんの政務活動がスムーズに行われるように、手続の簡素化について進めていきたいというふうに思っております。

今後の検討会の進め方といたしましては、まずは従前に皆さんから出していただいた提案

内容、それについて提案理由の説明を求めます。提案した会派がこれを説明していただきます。

説明のために資料配付を求める場合は、前日までに事務局に提出をお願いします。配付の可否については座長が判断をさせていただきます。

基本的に座長のところで駄目ということはまずないと思っていただければいいです。ただし、提案内容の説明に必要な範囲を明らかに超えている、逸脱しているもの、あとは特定の会派に対して一方的な意見を表明するだけのもの、こういった資料については座長のほうで判断をさせていただきます。

提案理由の説明の後、質疑ということで、これは皆さん自由に提案会派に対して質疑を行っていただきます。

質疑が全て終わりましたら、意見の表明として挙手をしていただきます。挙手をした方に意見の表明をしていただきます。

1つは賛同意見、これは賛成すべきだ、採択すべきだという意見、次に反対すべきだ、これは認めるべきではないという意見、またはまだこの場では判断しかねるということで、調査・研究、今後も継続審議をしていくというような提案をしていただきます。

その後、調査・研究の採決をさせていただきます。調査・研究については、委員の過半数の賛同をもって継続審査ということにします。継続審査となった場合は、提案会派と賛同会派で次回の検討会までに追加資料の準備をしていただいて、次回のときにまた1からスタートするということになります。

最後、調査・研究にならなかった場合は採決をしまして、全会一致の場合は改定、不一致の場合は少なくとも年度内は取り扱わない、このルールのままいこうと思っております。ただ、今後、最後の採決の部分に関しては全会一致がもちろん原則ですが、皆さんの議論を踏まえながら、ここについても意見がある場合はそれを取り上げてまいりたいと思っております。

今回取り上げるテーマは、共産党提案の（9）と事務局提案の（12）について協議を行っていきます。

これより、協議事項に入ります。

各会派から提出された運用指針上の課題・対応案についてであります。

お手元に配付のA4の資料には、各会派から挙げられた運用指針上の課題・対応案と、その賛否について事前に各会派に照会した結果を示しております。

先ほども申しましたが、共産党提案の9番と事務局提案の12番、この2つについては協議を行います。

それでは、9番の提案について、共産党、吉田委員のほうから説明をお願いいたします。

吉田委員

広報広聴費について、ほかの会派も実施されていると思いますが、市民との懇談、あるいは分野別の、私どもでいったら障害者団体に御案内して、障害者問題についての見解や意見を聞くということも大いにやっているわけですけれども、その場合に、国会議員というのはほとんどないのですけれども、県議員と市議員が共催して意見を聞く、時としては県政や市政にテーマによっては反映させるという意味でやっているのですが、これは私も参加をしていました今の運用指針をつくる際、2016年から2017年にかけてのときも相当話題になったテーマであります。当時、自民党会派の議員の皆さんも、県議会と市議会の議員が政務活動費で案分することは当然だということで、折半でやるべき、認めるべきだという意見がありました。

そういう点では、市民の皆さんの要望は、時として市政と県政にまたがることが多々あります。一緒に参加して聞くことによって、市

民や各団体の要望を県政や市政に反映するということの有効だと思いますので、ぜひ認めていくべきではないかと。

ただ、これは当然、選挙や政党活動の会合、あるいは後援会活動的なものとは全く一線を画してやることは当然であります、ぜひ御検討いただきたいということでもあります。

以上です。

座長

それでは、提案理由の説明をいただきましたので質疑に入ります。

質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

村石委員

立憲民主市民の会のほうは、賛成という立場で表記されています。そのことについて若干簡単に言いますと、いろんな市民の人と話をしているときに、県の担当しているところ、市が担当しているところが合わさっていろんな問題が起きている、課題がある、そういったことから、市議会議員と県議会議員、両方来て説明をしてもらったり、あるいは相談を聞いてほしいという要望がありました。したがって、〇にしました。

例えばどういうことがあるかというと、道路です。道路は市道も県道も入り組んで、いろいろ道路改良とかということもありますし、

公共交通の利便性の向上にしても、富山市だけでなく県の公共交通との関係もあります。また、教育をめぐっても、富山市議会と当然富山県議会との関連も出てきます。

したがって、市議会も県議会も共通する課題があるわけですから、そういった意味では、一緒に市政報告会あるいは広聴会を開いたほうが市民のためになるということで、今回〇にしました。

以前、慎重にしなければいけないと言っていたことがあるのですけれども、最後にしますけれども、振り返ってみたら、市政報告会をして県議会議員を講師に招いてやりましたと。政務活動費をもらいましたと。一方で、それが実際には行われていなかったということなどもあったものですから、当時は慎重にすべきだということで△にしていたと思います。今回は賛成ということで〇にしたということです。

以上です。

座長

村石委員にお伝えします。

今は質疑ですので、基本的に提案者に対して質疑を行うと。

村石委員

意見ではなくて。

座長 提案の内容であったり、対応案の詳細について課題を精査するという質疑でありますので、今後は意見の表明のところで今のような御主張をしていただくようお願いいたします。

村石委員 分かりました。

座長 ほかに質疑はありますでしょうか。

橋本委員 今、吉田委員のほうから御説明いただきました。当然政党活動とは一線を画す必要があると、そして、今言われたようなことは、政党活動とは違うということをおっしゃいましたが、そういったことを言い切れるという証明は、何かございますかね。

吉田委員 1つだけ具体的な例を挙げたいと思います。私どもは、政務活動費に請求しなくても毎年議会ごとに懇談会をやっているのですが、年1回、障害者団体を対象にした懇談会、障害者問題をやっています。そこに案内するのは、サンシップに事務所を構えているような団体全部に案内して、そしてやっているのです。政党的に言えば、サンシップに入っていらっしゃる障害者団体の多くは、自民党の支持基

盤の人たちなのですよ。育成会だとか、いろいろありますよね。でも、我々の呼びかけに対してかなりの人たちが応えてくれてやっている、まさに政治活動、選挙の云々ということは一言も出しませんし、出ない。

それで実現したのが2018年のいわゆる精神障害者の医療費助成制度、県単で、当時の小西議員が取り上げて、森市長が即座に賛意を表明して、あれは県単事業なのですね。それは県と市がまさにいい形で実現した。あれは障害者団体との懇談で障害者家族会の皆さんが強く主張されたことが、質問に取り上げて、運動もあり実現したということですから、僕もそこに参加していましたが、1つの証明だと思うのです。障害者でいったらそうです。

橋本委員

障害者団体との懇談会は分かりますが、ここに書いてあるところでは、市政報告会において県会議員と市会議員が共催し同席した場合、話が少し違うかなと思いますし、ただ、市政報告会において、例えば開催するといった通知、案内等はどのようにされていますか。

吉田委員

それはそれぞれの、我々のつながり、地域という場合もありますね。例えば、私だったら

私の地元で県会議員に来てもらって一緒にきちんと意見を聞く、要望を聞くという場合もありますし、教育関係者に案内してやる場合もありますし、いろいろです。

橋本委員 地域主体としていろんな案内をするというのは分かりますが、いわゆる共産党系の団体を通じての案内だと、やっぱりどうしても党色が強くなってくるのではないかなという懸念がありますが、いかがでしょう。

吉田委員 共産党系の団体というよりも、私個人の、地域で言うたら呉羽だとか古沢とか池多という形で、僕は実際、直接御案内をやりますから。当選してからはまだやっていません、これからなのですけれども。

橋本委員 そうすると、吉田さんの市政報告会でいいのではないですかという感じ。だから、県会議員と市会議員が共催し同席した場合、費用は折半できるようにすることというのは、特段必要がないのではないかなという思いがあるのですけれども。共産党さんが挙げてきたこの部分は、必要ないのではないかなという思いです。

吉田委員 要するに公民館でやればいい、会場費5,000円がもったいないとか、そういうことではなくて、報告するだけではなくて、それぞれの会派で市民の皆さんとか、広聴会なり、あるいは市政報告会をやるのは大いに、そのことが推進されるようなきっかけになれば、なおいいのではないかと僕は思います。

橋本委員 整理しますと、いわゆる一般的な市政報告会というか、広聴会なり、そういう場合と、先ほど言われたような障害者団体との懇親、懇談会、こういったものはまた違うと思うし、県会議員と市会議員が本当にやらなければならないのかということもありますし、少し整理しながら皆さんで考えていただければいいのかなと思っています。

以上です。

吉田委員 全ての広聴会なり懇談会を県会議員と市会議員が一緒にやるということの意味しているわけではなくて、もちろん単独でやる場合もございますし、そこはあれだけれども、村石さんも先ほどおっしゃってくれましたように、県政と市政というのは切っても切れない、市民にとっては、県がやるべきなのか市でやるべきなのかが分からないことがいっぱいある

わけですね。だから、一緒に共催してやる
ことが、ストレートに要望を県なり市に届ける
ということにつながるのではないかなと僕は
思いますから、ぜひ認めてほしいなと思いま
す。認めるべきだと。

座長 ほかに質疑はありますか。

大島委員 参考までにお聞きしますけれども、県政市政
報告会という形で開催された場合に、県議会
のほうの政務活動費は折半でお支払いになら
れているのかどうか、お聞きしたいのですが。

吉田委員 県議会は、合同でやる場合は、かかった経費
の半分しか請求できない。だから、県議会は
半分請求して共催、我々は今2人しかいませ
んのので、赤星さんと折半でその半分以上を
払うという形でやっております。

座長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 ほかにないようですので、これをもって質疑
を終結いたします。
これより、本提案についての意見の表明を行

います。

意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 意見の表明がありませんので、この後、継続審査について、念のため確認します。
本提案を継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

座長 挙手少数であります。
よって、本提案は継続審査することは否決をされました。
それでは、この提案について改めて賛否を伺います。
賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

座長 挙手少数であります。
以上のことから、この案件は採用しないことに決定いたしました。
なお、今回採決で不一致の場合は、本来なら任期中はと言いたいところなのですが、この

メンバーで開催するあり方検討会の間は、再度の提出は認めないということで御承知おきください。

それでは次に、12番の提案について、事務局に説明をお願いします。

庶務課長

僭越ではございますが、事務局のほうから、事務の効率化という観点で1点提案させていただきたいと思います。

資料とともに運用指針の8ページを併せて御覧ください。

事前審査及び事後審査における決裁内容につきましては、現在、申請者である事業実施者から、事務員、経理責任者、役員を経て、会派代表者である会長が決裁を行うという稟議の流れになっております。

一方で、意思決定に必要な者ということで見た場合には、申請者と会派代表者、これは当然必要であります。それ以外に必要なものは、政務活動費の交付に関する規則に規定されております経理責任者のみでありまして、制度上はそれ以外の者については要求をしていないものであります。

ましてや、議員ではない事務員の方が意思決定に関わるということはありませんので、意思決定の簡素化ですとか迅速

化を図るため、決裁欄の押印者を経理責任者、
会派代表者、提案させていただいた中にはち
よっと漏れておりましたが、申請者である事
業実施者の3者としてはどうかという提案で
ございます。
以上でございます。

座長 これより、質疑に入ります。
 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 ないようですので、これをもって質疑を終結
いたします。
 ただいまより、本提案について意見の表明を
行います。
 意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 意見の表明がありませんので、採決に入りたい
と思います。
 まず、念のために、本提案を継続審査とする
ことに賛成の委員の挙手を求めます。

橋本委員 どうということなのかな。駄目だったら継続と

いうことで手を挙げろということ？

座長 今の時点で、事務局の説明で分からない部分があるということではないということによろしいですね。

〔賛成者挙手〕

座長 それでは、挙手少数でありますので、継続審査とはいたしません。
それでは、この提案について改めて賛否を伺います。
賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

座長 ありがとうございます。全会派の賛同が得られましたので、この案件を採用することに決定いたしました。
今後、指針に盛り込むなどを検討したいと思いますが、その具体的な内容は次回以降にお示ししたいと思います。適用時期もその際にお示しして協議をしたいと思います。
今日取り扱うのは以上の2件でありました。
次回以降、広報誌の取扱いについて協議を行ってまいります。開催前に広報誌の作成に当

たりどのようなルールが望ましいのか、各会派から意見を集約したいと思います。

そこで、今日皆さんのお手元のところに広報広聴費（広報誌）の取扱いについてという紙を配らせていただいております。事前に、各会派、前任期において広報誌を発行したものをサンプルとして皆さんのところにつけさせていただきました。それに対して各会派からいろいろな御意見を頂戴いたしております。それを今回事前に資料として配付をさせていただきました。

事前に配付をした意図としましては、それぞれの会派が手引のとおり適正に作成したというふうな主張をした広報誌であっても、まず成果物にばらつきがあると。さらに、政務活動費の使用の可否についても、会派で見解が分かるといったことが前任期の中でありました。こういった状況を新しいこのあり方検討会のメンバーの一人一人に現状を把握していただくために配付をさせていただきました。広報誌の在り方については、すぐに結論が出ないと思いますので、かといって長く議論するものでもないものですから、年度内をめぐりに会派間の意見の相違を整理し、統一的な見解で広報誌の作成がなされるよう協議を行ってまいりたいと思います。協議が順調であれ

ば、年度内といわず、前倒しできるものはしてまいります。

次回までに意見を提出していただきたいのですが、まず何点か、最初の入り口として絞って皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。ただし、これは今の富山市議会の会派が24人という大会派から一人会派まで、人数がばらばらであります。会派それぞれの主張はもちろんあると思いますが、その違いを十分認識をして、全ての会派から賛同を得られるよう、不公正が生じないような提案をしていただきたいと思います。

というのも、これはやはり全会一致で運用していくという政務活動費のあり方検討会の趣旨からしますと、少数会派はそれでいいけれども、大会派にとって不利だからそれで賛同が得られないとか、また逆もあり得るわけですから、そういった観点に立って、御自身の会派の事情だけではなく、他会派からも賛同が得られるような取扱いをしていただきたいと思っております。

その中で、今回こちらから提案しますのは、まず議員ごとの発行について、ルールであったり、その是非、これは当然一人会派の場合は、1人で、要は議員個人の広報とも取れるわけです。これが大会派、会派全員でなけれ

ばならないというふうになると、24人いる会派にとって広報誌を発行することはなかなか困難になってくるというところもありますので、まず議員ごとの発行について、次に議員名の掲載について、3番目は顔写真の掲載について、4番は時候の挨拶について、これは個々にどれぐらいのボリュームまでいいのかとか、できるだけ具体的に各会派の意見を出していただいて成案になるよう努めていただければというふうに思います。
ここまでで何か御意見はありますか。

村石委員

今ほど座長のほうで説明されたことは、基本的には理解しますけれども、広報誌の取扱いについては、様々な裁判でいろんな判決が出ています。

結論から言うと、広報誌の在り方については最高裁の判決はありません。何を言いたいかということ、今のところそれぞれの会派で主張があると思いますけれども、第三者的に見るということが必要だということと、もう1つは、一人会派もあれば24人会派もあるわけで、結果として会派の人数は違いますが、それぞれの議員が政務活動をしていくときに使えるお金が政務活動費だということもしっかりと踏まえた上で、それぞれ考えるべ

きではないかなと思っています。それが今後考える上でのポイントでないかなと私は思っています。

吉田委員

今日、事前に1から12までの課題と対応策の各会派の提案に対する意見をそれぞれ出していますよね。今日は9と12に絞られたので紹介されていませんけれども。

それは、それより発展した形で求めるのか、それはそれで現時点での意見や対応策を事前に、それこそ事前に各会派に生原稿ですよ、生のやつを出してもらって、それも含めて意見を集約するというふうにしないと、何のために出したのか分からないではないですか。そこは検討いただきたいなと思います。

座長

まず、冒頭で資料を配りましたという話をさせていただきました。各広報誌に関しては、前の任期のときからいろんな議論が発散をして、なかなか委員会として成案まで持っていけなかった中で、皆さんには政務活動の中で大変御不便をおかけしたのだろうというふうに思っております。

そういった意味では、前の任期も含めて、現状どういう状況であるかということをもまず委員の皆さんには理解をしていただく。

もう1つは、今回提案していただいた自民の2番、立憲さんの4番、誠政さんの6番、共産さんの8番、この4つは、4つの会派からそれぞれ広報誌に対しての問題提起がなされています。そして、それに伴う対応案についても書かれています。

その横の部分の賛否を見ると、やはりそれぞれがもう少し議論を深めないと判断ができないというような回答が多く散見されます。

そういった意味では、まずはほかの会派の意見もしっかりと踏まえた上で成案になるような提案を、次回ぜひこういった提案を基に議論を会派の中でしていただいて、提案をしていただきたいというふうに思っております。

何よりもあまりテーマを絞らずに議論しますと、時間だけが過ぎていきますので、まずは会派の中で、そして会派間でもいろいろな意見交換をしながら、このあり方検討会の場に持ってきていただきたいというふうに思っております。なので、決してこれは無駄にならないと思います。

上野委員

今、座長のほうから、1から4までテーマが書かれていますのですけれども、配布方法については各会派から何か意見を求めなくて大丈夫ですか。

座長 ごめんなさい、もう一度。

上野委員 配布方法です。自民党さんの提案の中には配布方法が書かれているのですが、ほかの会派さんからは具体的に書かれていないので、各会派から配布方法も意見を求めてはいいかがかなと思ひまして。

座長 ありがとうございます。配布方法については、発行がなされることになれば、どのように配布するかという議論が当然セットになってくると思ひます。

ただ、まずはこの4つ、今回はこの4つの提案について皆さんの御意見を伺いたいというふうに思っております。当然それも議論の過程の中に入ってきます。

吉田委員 事前の意見集約、提案の中の4番というのは論外のテーマだと僕は思ひますけれどもね。議会報告あるいは時候の挨拶、明けましておめでとうございますとか、それは個人で出してもらった方がいいのではないかという気が僕はして思ひますけれども、いかがでしょうか。

座長 それについても各会派で検討いただいて、次

回までに提出をしていただければと思います。
様式については事務局から改めて出させていただきますので、記入のほうをお願いいたします。
ほかに。

高田委員 各会派から意見を集約する、収集するのは、
期限を区切って座長に提出という形でしょうか。

座長 はい、そのとおりです。

高田委員 各会派から出てきたものがまたこのメンバー
に配られて、次回のあり方検討会までにそれぞれ
また考えるという形でよろしいですか。

座長 はい、そのとおりです。
よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長 ほかにないようですので、本日の協議は以上
で終了いたします。
本日はこれをもって政務活動費のあり方検討
会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

令和3年6月28日
政務活動費のあり方検討会記録署名

座 長 久 保 大 憲

署名委員 高 原 讓

署名委員 吉 田 修